

市議会の流れ

告示

・開会日の7日前までに市長が議会の招集を行います。（ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。）

議会運営委員会

・議会の円滑な運営を図るため、会期日程や議案等の付託などを協議します。

開会

・招集日に議員及び市長をはじめとする理事者が議場に参集します。議員定数の半分以上の出席が必要で、議長の開会宣言で始まります。

議案等上程

・議長が議案などの案件を議題とすることを「上程」といい、議事日程の順序にしたがって上程していきます。

提案説明

・議案が上程されると、提案者は提案議案の内容および提案理由を説明します。

議案質疑

・議案等について、疑問やもっと詳しく知りたい点などを議員が提案者に問います。

委員会付託

・本会議での質疑が終わると、議案等をより詳しく専門的に審査するため、それぞれの所管の常任委員会などに付託します。

一般質問

・一般質問は定例会のみ行われ、議員が市政全般について執行機関に質問します。

委員会審査

・各委員会では付託された議案や請願・陳情について執行機関から詳しく説明を受けたり、質疑するなどして委員会の賛否を決定します。

委員長報告

・委員会審査が終わると、再び本会議を再開し、各委員長が審査の経過及び結果について報告します。

報告に対する質疑

・委員長報告に対して、議員からの質問に委員長が答えます。

討論

・議案等に対して、議員が賛成または反対の意見を述べます。

採決

・最終的な議会の賛否の意思決定を行うための採決を行います。この結果、議会の意思が決まることを議決といいます。

閉会

・議案の議決がすべて終了すると、議長が宣言して閉会します。議決結果は、議長より市長等へ通知されます。